

## 第3回都区財政調整協議会幹事会（R元. 12. 23）

### 主な発言概要

本資料は第3回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

#### ■ 財源見通しについて

##### 【都】

（はじめに）

それでは、まず財源見通しについて説明いたします。

東京都の令和2年度予算及び令和元年度補正予算の編成作業は、現在も続いておりますので、本日のところは、口頭での説明とさせていただきます。

また、本日説明する内容は、あくまで現時点での財源見通しであり、また税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されておられません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

##### （令和元年度の財源見通し）

それでは、まず令和元年度の財源見通しについてです。

調整税の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約86億円、率にして0.7%の増、市町村民税法人分は、約227億円、率にして3.3%の増、特別土地保有税については、ほぼ予算と同額となることで、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税の総額は、当初フレーム比で、約314億円の増、率にして1.6%の増と見込んでいます。

これを財調交付金55%相当で計算しますと、約173億円の増となり、普通交付金が約164億円の増、特別交付金が約9億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金につきましては、本年夏の当初算定時に約256億円の算定残が発生していたしましたので、合わせまして約420億円が最終的な算定残となる見込みです。

##### （令和2年度の財源見通し）

続いて、令和2年度の財源見通しについて説明いたします。

令和2年度以降、調整税の中に、法人事業税交付対象額が入って参りますので、従前の3税に加えまして、この法人事業税交付対象額を加えたものを、調整税とさせていただきます。

固定資産税は、1兆3,023億3千6百万円、市町村民税法人分は、4,944億3千8百万円、特別土地保有税は、1千万円、法人事業税交付対象額は、438億5千2百万円、調整税の合計は、1兆8,406億3千6百万円と見込んでいます。

これを55%相当で計算しますと、1兆123億5千万円となり、これに、30年度の精算分、マイナス14億1千5百万円を加味した交付金総額では、1兆109億3千5百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、9,603億8千8百万円と見込んでいます。

ただいま申し上げました財源見通しを、令和元年度当初フレームと比較すると、法人事業税交付対象額は皆増、固定資産税は、率にして2.8%の増、市町村民税法人分は、28.2%の減と見込んでおり、調整税全体では、5.9%の減と見込んでいます。

普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約675億円の減、率にして6.6%の減となる見込みです。

#### (基準財政収入額見込み)

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

各項目の収入見込額を申し上げます。

特別区民税が8,918億3千万円、軽自動車税環境性能割が1億4千8百万円、軽自動車税種別割が、33億3千2百万円、特別区たばこ税が631億4千5百万円、利子割交付金が26億7千2百万円、配当割交付金が137億5千7百万円、株式等譲渡所得割交付金が76億1千6百万円、地方消費税交付金が、2,113億1千6百万円、ゴルフ場利用税交付金が2千8百万円、環境性能割交付金が30億5百万円、地方特例交付金が57億6千8百万円、その他の譲与税等が161億5千9百万円、特別区民税特例加減算額が、マイナス88億9千4百万円、地方消費税交付金特例加算額が、185億7千2百万円となり、基準財政収入額合計では、平成31年度フレーム対比で、631億4千万円、率にして5.4%増の、1兆2,284億5千3百万円を見込んでおります。

なお、令和元年度の当初算定にあたり、森林環境譲与税を基準財政収入額に算入するなどの条例改正をすでに行ったところです。このため、平成31年度フレームと令和元年度当初算定では基準財政収入額が異なっており、元年度当初算定時における基準財政収入額との対比では、621億6千6百万円、率にして5.3%の増となっております。

基準財政収入額の見込方法等、詳細につきましては、この後、担当から説明させていただきます。

#### (基準財政需要額の見込み)

続きまして、基準財政需要額ですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆577億円となっております。

なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約200億円を含んでいます。

#### (普通交付金所要額見込み)

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和2年度の普通交付金所要額は、約8,292億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約1,311億円超過すると見込んでいます。

以上が、現時点での財源見通しです。

#### (再調整に係る提案説明)

続いて、令和元年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明いたします。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約420億円となる見込みです。

この取り扱いにつきましては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することといたします。

この普通交付金の再算定にあたりましては、令和元年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めています。

基準財政収入額に森林環境譲与税を算入したことに伴い、相当額を基準財政需要額で算定するための経費について、再算定で算定すべきと考えております。

### (情報の取扱いについて)

最後に、今回ご説明しました、財源見通しの情報の取扱いについてでございます。

ご案内の通りですが、東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額でございます。取扱いに十分ご注意ください。

財源見通し等に関する説明は以上でございます。

## ■ 基準財政収入額の見通し

### 【都】

それでは、私から、基準財政収入額見込の概要につきまして、説明いたします。

令和2年度の基準財政収入額は、1兆2,284億5千3百万円と、平成31年度フレーム対比で、631億4千万円、率にして5.4%の増を見込んでおります。

これは主に、特別区民税と、地方消費税交付金及び地方消費税交付金特例加算額の増を見込んだことによるものでございます。

特別区民税は、ふるさと納税による寄附金税額控除は増えているものの、人口の増加や雇用環境の改善による納税義務者数の増等による課税所得金額の伸びにより、約140億円、率にして1.6%の増を見込んでおります。

地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げにより大幅な増加が見込まれるとともに、本年11月末日が休日に当たることから、元年度の繰入地方消費税が2年度に流出することによる増、また、軽減税率の影響による減を見込んだ結果、地方消費税特例加算額と合わせて、約530億円、率にして29.9%の増を見込んでおります。

特別区たばこ税につきましては、令和2年10月に税率の引き上げが予定されておりますが、売渡本数減少の影響により、減を見込んでおります。また、これまで、JTの「全国たばこ喫煙者率調査」による喫煙率から売渡本数を推計していましたが、同調査が平成30年をもって終了したため、直近の都たばこ税に係る売渡本数の実績を基に推計し、見込額を算出いたしました。

また、自動車取得税交付金が本年9月末をもって廃止されたことに伴いまして、財調においても元年度をもって算定を終了する一方、本年10月に創設された自動車税環境性能割交付金につきましては、2年度から12か月分の収入額を見込んでおります。

森林環境譲与税につきましては、元年度の当初算定にあたり、基準財政収入額に算入する条例改正を行ったところですが、「令和2年度税制改正大綱」で示された譲与税の増額並びに区市町村及び都道府県への譲与割合の見直しを反映し、約8億円を収入に見込んでおります。

なお、本日ご説明した2年度の基準財政収入額は、現時点での見込でございますので、今後、変動が生じる場合には、次回幹事会にて、改めてお示しいたします。

続きまして、2年度以降の区別算定方法について説明いたします。お配りしている資料、「基準財政収入額の区別算定方法について」をご覧ください。

まず、1の「軽自動車税環境性能割・種別割、環境性能割交付金、森林環境譲与税」につきましては、各区の前三年度における調定額等の実績により、算定を行うことと条例に規定しているところですが、表に網掛けのある年度においては前三年度の実績を用いることができないため、経過措置として、資料に記載した算定の基礎により、区別算定を行いたいと考えております。

2の「ゴルフ場利用税交付金」は、該当する区は限られますが、前三年度の交付額を算定の基礎として、区別算定を行ってきたところです。特別区に所在するゴルフ場のうち「新東京都民ゴルフ場」が、本年12月をもって廃止となることを受け、2年度からは、地方交付税の算定方法に準じて、前年度末までに廃止されたゴルフ場に係る交付金を算定の基礎から除くこ

とを考慮しております。

これらの算定方法につきましては、2年度の当初算定に向けて、財調規則を改正し、対応してまいりたいと考えております。

最後に、お配りしている資料、

「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和元年度分）」をご覧ください。

こちらは、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、2年度の区別算定に係る基礎数値となります。

資料の数値につきましては、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、改めてご確認ください。

特例加減算額の措置につきましては、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

## ■ 財源見直しを受けての発言

### 【区】

それでは、最初に、令和元年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として、森林整備等に要する経費について、提案がございました。

その点について異論はありませんが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考えます。

具体的には、建築基準法に基づく防火設備点検に係る経費や、産後ケア事業費、国保情報集約システムや保険給付費等の収納事務に係る経費、また、地域交流施設や子ども医療費助成事業費の見直し、公共施設改築経費の算定が挙げられます。

このほか、協議の時期などの理由で対応しきれなかった風しん追加的対策に係る経費や、今年の6月に国から方針が示されたマイナンバーカードの普及推進に係る経費について臨時的に算定すべきと考えます。

次に、令和2年度の財源見直しですが、ただいまの都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中ということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。

最後に、令和2年度以降の基準財政収入額の区別算定方法についてですが、都側から説明のあった規則改正の考え方に対して、区側として異論はございません。

私からは以上です。

## ■ 福祉サービス安定化事業経費の廃止

### 【区】

私からは、福祉サービス安定化事業費の廃止について、発言いたします。

はじめに、本経費に係る見解について申し上げます。

本経費につきましては、平成12年度財調協議において、都側からの提案により、各区が新しい福祉施策を自主的、弾力的に展開するための経費として算定されることになったものです。

その趣旨から、各区の算定額は、保育所の入所児童数や生活保護の被保護者数など、民生費

の各指標を基礎に算出されております。

区側としましては、別名目ではあるものの、本経費の導入によって安定的な財源が確保され、国民健康保険事業の財源不足額についても対応することが可能であると判断したため、都側の提案内容に沿って、合意をしたものです。

今回の協議におきましては、その前提に立ったうえで、本経費が役割を終えているのか、改めて検討する必要があると考えております。

第2回幹事会におきまして、都側から「平成13年度から令和元年度までに、民生費の新規・充実を合わせて、約100事業、1,400億円近くを算定しており、都としては、役割を終えていると考えます。」との発言がございました。

都側は、国庫補助事業に係る経費や、都補助事業に係る経費など、さまざまな経費を整理してきた中で、具体的にどのような経費の算定をもって、役割を終えたかと主張されているのでしょうか。見解をお示してください。

私からは以上です。

#### 【都】

都区で協議するにあたり、まずは区側の当該経費に対する見解をはっきりさせておく必要があるため、前回幹事会において区側の見解をお伺いしましたが、今回、その点について全くお答えいただいております。

改めて伺いますが、今回、区側は、当該事業は国民健康保険事業に係る経費として算定されているという従来の見解を変えたということなののでしょうか。また、変えたのであれば、いつ、どのような理由で変えたのか、回答を求めます。

### ■ 都区間の財源配分の見直し（児童相談所関連経費）について

#### 【区】

私からは、都区間の財源配分に関する事項である児童相談所関連経費について発言いたします。

まず、第2回幹事会における都側からの確認事項2点について、お答えいたします。

1点目として、具体的にどのような態容補正をイメージしているかについてでございます。

態容補正には、例示で上げていただいたような1施設の運営に要する経費を加算するものや、運営経費を利用定員の規模により加算するものなどがあります。今回の児童相談所関連経費は、その経費の性質として、区の規模に比例して経費が増減するものと、その経費が区の規模に比例することなく固定的なものの、両方が含まれることから、今回提出している区側論点メモ記載のとおり算定を提案しております。

2点目として、「財調条例上では、毎年4月1日を基準として算定することが原則であり、年度途中に開設される他の区立施設については、開設翌年度からの算定となる中、児童相談所だけ特別な取扱いをすべきなのか」についてでございます。

財調条例上、算定期日が毎年4月1日としていることは承知しておりますが、地方交付税における算定期日としては、測定単位を定点で確認するためのものと認識しております。

一方で、単位費用に係るような需要の増減は、今年度の消費税の増税のように、年度途中に生じる需要の増減事由が、事前に確認できていれば、その需要を織り込むという制度運用がされています。

この考え方に則ると、今回の児童相談所関連経費は、年度途中に開設した場合であっても、測定単位を変動させるものではないことから、当初算定において、当該区に開設月数分の需要を算定することは、可能であると考えております。

また、特別区が児童相談所を設置することは、法の要請に基づくものであり、都側も第2回の協議会において、「子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要である」ことを発言されています。

国や都も最重要課題として認識している児童相談所の運営が、安定的に行われるためには、普通交付金において、算定していくべきと考えます。

次に、前回都側から提示がありました確認事項について、区側の考え方を論点メモとしてまとめておりますので、ご確認ください。

最後に、都区間の財源配分についてでございます。

前回幹事会でも申し上げたとおり、需要額の算定内容の詳細については、その内容を詰める作業を行っておりますが、都区間の財源配分に関する事項は、需要額の算定が当然であることから、議論ができるものと考えております。

今回、都区間の財源配分の見直しに対する都側の見解をお示しください。

私からは以上です。

## 【都】

ただいま区側から、前回お伺いした確認事項と論点メモについてのご回答をいただきました。まず論点メモでご回答いただいた内容について、再度確認をさせていただきます。

一つ目は、都からは、固定費・比例費割合の設定根拠を伺いましたが、ご回答いただけていない点について、改めて回答を求めます。また、ご回答いただいた中でも、「団体の規模によって経費が増減するものと見込み比例費とした」や、「当該経費は、経費の性質として、測定単位である18歳未満人口（外国人人口を含む）に比例する経費と考えている。」とのご回答であり、都としては、明確な設定根拠はないものと認識しております。

区側論点メモの中には、「今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、区の児童相談所運営の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えている」としている項目も見られますが、固定費・比例費割合についても、今後検証を行うと考えてよろしいでしょうか。

二つ目に、投資的経費に係る施設規模設定について、区側からは、「今回の区側提案の延床面積を算出するに当たっての基礎データからは子ども家庭支援センター分の面積は含んでおらず、児童相談所・一時保護所として必要な面積のみとなっているため、子ども家庭支援センターの現行算定面積である500㎡分を除く必要はないと考えている。」とのご回答をいただきました。

しかし、今回の区側提案では、15歳未満人口が23区中2番目に多い江戸川区でも、500㎡の半分にも満たない面積を除いているに過ぎず、現行の標準算定500㎡が果たして妥当かどうかについて検証が必要と考えますが、区側の見解を伺います。

## 【区】

まず、都側からの確認事項2点について、お答えいたします。

都側の確認の主旨は、1つ目の固定費・比例費の割合に関して、今後検証を行うのかということ、2つ目の子ども家庭支援センターを例に、児童相談所関連経費を算定するにあたっては、既存の算定において今後整理すべき項目が生じるのではないかとということと捉えております。

区側からも第1回幹事会で申し上げている通り、今回の区側提案は、区側における児童相談所運営の実態がなく、主に都の実績や国基準等を基に提案内容を設定していたため、現時点においては、区側提案は最も合理的かつ妥当な水準であると考えておりますが、今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、特別区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えております。

なお、今回の2点、固定費・比例費の割合であれば、回帰分析による検証を要すること、また、子ども家庭支援センターの現行算定の面積であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターのあるべき水準としての面積を検証する必要があることから、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能となりますので、適正なタイミングを見極めながら見直しを行っていくべきと考えております。

次に、年度途中開設の算定について、普通交付金による算定が可能であるという区側の考え方を申し上げました。

特別区が児童相談所設置市となるためには、当該区を児童相談所設置市と指定する政令の公布を受ける必要があります。指定を受けた場合、児童相談所の開設時期も政令により認められるものです。

そのため、年度途中開設であっても、開設時期が当該政令により担保されていることから、開設月数分の算定を行うことは可能であり、かつ、必ず算定すべきものと考えておりますので、その点も踏まえ、改めて都側の見解を伺います。

最後に、前回幹事会で伺った都区間の財源配分の見直しに関する事項について、都側の回答をいただいております。

今回の幹事会は第3回です。協議がすでに終盤に入っているため、今回の幹事会において、明確な見解をお示しください。

#### 【都】

ただいまの区側発言のうち、年度途中開設についてですが、4月1日時点で、児童相談所設置市となる政令指定を受けていない場合、区としてどのような対応を考えているのか、伺います。

#### 【区】

4月1日の時点で、政令が公布されておらず、正式な開設時期が確定していない場合の算定としては、原則再調整において、政令の公布状況を確認した上で算定を行うべきと考えております。

#### 【都】

年度当初の数値確認時点で政令指定を受けていない場合、区側は、原則再調整において算定を行うべきと考えているとのことですが、再調整については、財調条例第8条第2項及び都区間で合意した1%ルールに基づき行うものであり、交付金総額は、東京都の当該年度最終補正予算編成に基づき額を確定することから、現時点で、再調整での算定を約束できるものではないと考えます。

#### 【区】

区側としては、原則、再調整において、算定すべきと考えます。

ただし、仮に再調整による算定ができない状況であれば、開設翌年度に、前年度の開設月数分を追加した算定をするなどの対応が必要と考えます。

#### 【都】

年度途中開設における児童相談所関連経費の算定についての区側の考え方については、承知しました。

それでは、本件についての都側の見解を申し上げます。

区立の児童相談所は、現時点においては開設実態がないため、都の児童相談所を参考に標準

区経費の設定を行っていることなどから、標準区経費として「合理的かつ妥当な水準」なのかを判断する必要があり、この間、様々な点について確認をさせていただきました。

その中で、区側からは、「今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、特別区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべき」との見解が示されました。

都といたしましても、今回の区側提案は、規模の異なる都児相の実績や、予算・決算を用いた標準区経費の設定となっており、具体的には、施設の規模や管轄区域の規模が異なることはもとより、都児相の職員配置は、人口4万人に1人の児童福祉司の配置ができていない状況の中で、区児相の標準区モデルでは人口3万人に1人の設定とされていること、また、都の一時保護所では、常に定員が満たされている状況である一方、区の一時的保護所は、定員に余裕を持った設定となっており、都児相と状況が異なるにもかかわらず、都の実績等を用いているため、恒常的な標準区の設定にできる状況にはないと考えております。

また、措置費等については、都の実績をもとに標準区を設定していますが、都全体の経費を区部と市町村部の児童人口の比率により按分を行っているなど、やはり区の実態として正しいものなのか、現時点では判断できないものと考えております。

さらに、現在各区では、子ども家庭支援センターを運営されており、財調上も子ども家庭支援センターに係る経費が算定されております。今回、区児相の施設規模の設定においては、子ども家庭支援センターの面積を除外しているとのことですが、各区の設計上の面積と現在の標準区面積とでは乖離があるため、現行算定部分も含めて妥当な水準なのかについても、改めて確認する必要があると考えております。

区側の発言にも、「子ども家庭支援センターの現行算定の面積であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターのあるべき水準としての面積を検証する必要があることから、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能」とあることから、区側にも都の課題認識についてご理解いただけたものと考えます。

これを裏返せば、児童相談所の経費についても、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能ということが明らかであり、区側も認識している現れであります。

このように、課題はあるものの、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえれば、都としても、児童相談所関連経費については需要算定する方向で考えているところではありますが、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で、見直しを行うことが前提と考えております。

また、年度途中に開設する児童相談所についても、児童相談所設置市となる時期を明示する政令指定を受けていることを前提に、区側提案のとおり月数で算定することとしたいと考えております。さらに、再調整が行われる際には、政令指定の確認を前提に、当初算定時に算定できなかった児童相談所について算定することとしたいと考えております。

なお、需要算定にあたりましては、都単独補助事業について区と都の所管部署で最終的な調整をしている内容等を踏まえた修正を行った上で、整理すべきものと考えております。

最後に、配分割合についてですが、これまでも述べてまいりましたが、その算定すべき需要額が区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのかは、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能であることから判断がつかないものであります。今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべきものと考えております。

## 【区】

ただいまの都側の考え方につきましては、特別区側としては到底承服できるような内容ではございません。このままでは次回の幹事会において、まとめることができないと考えておりますので、誠意ある回答をお願いいたします。

## ■ 特別交付金

### 【都】

前回、「特別交付金の申請が5%を超えるのは当然である。」との発言がありました。各区が、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々の状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいることから、都としては、現行の5%が必要であると考えます。

また、「過去の協議で引き続き検討する課題の取り扱いは協議段階のものであり、算定終了という位置付けは成り立たないものと認識している」旨の発言がありました。仮に、協議が合意に至ったとして、その内容が影響するのは将来に向けてであり、協議で検討している間は、その時点で都区合意している特別交付金のルールに基づき算定されるものであり、既に算定した案件について、協議内容が遡及して適用されるものではないと考えます。

前回の幹事会でも申し上げましたが、既に過年度において算定が終了しているものについては、特別交付金には錯誤などの調整も一切ないことから、遡及した上でその算定した内容を修正・変更することはできないものと考えます。

また、区側から、「児童相談所の開設の促進は社会的要請に的確に答えるものであり、現在の取り扱いよりも充実させることが必要であることから、2分の2の交付率とすべきと考える」旨の発言が繰り返しありました。

繰り返しになりますが、交付率については、区有施設の用地取得や建設に要する経費を都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎など他の区有施設も同様の交付率で算定しております。

児童相談所の設置に向けて、各区において準備を進めているところではありますが、様々な区有施設も同様の交付率で算定していることから、現在の交付率の取り扱いは妥当なものと考えております。

### 【区】

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

すでに特別区は、児童相談所設置市として国から政令指定を受け、その開設が間近に迫っており、各区が円滑に準備を進めていくためにも、十分な財源の確保が必要です。

一方、都側からは、「交付率については、区有施設の用地取得や建設に要する経費を都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎など他の区有施設も同様の交付率で算定しております。」との発言がありました。

これまで、児童相談所の開設準備経費は4分の1相当額しか算定されておらず、また、人件費については算定されておられません。地方交付税においても整備費の2分の1相当額が措置されることとなっており、オール東京で児童虐待防止の体制を強化するためには、開設をさらに促進していく必要があることから、過年度分も含め、交付率を2分の2に見直すべきと考えます。

また、児童福祉法の改正の趣旨として、国は、児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加している状況を踏まえ、「特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められている」としております。

特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受け、職員の確保・育成などを十分に図ることが急務となっており、人件費も算定項目の対象とすべきと考えておりますが、都側の見解を伺います。

次に、特別交付金の割合についてです。

先ほどの財源見通しにおいても触れられましたが、市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る大幅な減収が見込まれるような状況において、算定の透明性・公平性が高い普通交付金の財源を確保するためには、特別交付金の割合を5%から2%に引き下げるべきと考えます。

第1回幹事会で、都側から何か状況に大きな変化があったかという問いかけに対して、28年度税制改正において税率が大幅に引き下げられ、今回の2,000億円については、税制改正が行われるまでは半恒久的というところで、お答えしました。この部分について、3%の部分を当然に、普通交付金に回すことによって、財源が確保できると、そういう意味合いで問いかけをしたのですが、この点についてお答えをいただいていないと考えておりますので、お答えをいただきたいと思えます。

私からは以上です。

## 【都】

ただいまの区側の意見に対する都側の見解を述べます。

区側から、「地方交付税においても整備費の2分の1相当額が措置されることとなる」との発言がありました。

特別交付金のルールでは、地方交付税の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象とはなっていない財政需要については、特別交付金において、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定しています。

しかし、児童相談所の開設前の施設整備費について、特別交付金のルールに従い算定するにしても、既に算定済のものについてはその内容を修正・変更することはできません。

そこで、特別交付金の交付率は、これまでどおりとした上で、児童相談所の開設年度に、その同額を普通交付金で追加算定することで、特別交付金のルールで算定すべき2分の1相当額を確保して参りたいと考えています。

また、人件費については、これまで、特別交付金で算定してきませんでした。児童心理司といった区役所にいない職種や、児童福祉司や一時保護所の指導員といった区役所にはいる職種ではあるが配置基準のある職場が多いため、新たに採用する必要があると考えられること、児童の命を預かるといった社会的責任を負うこと、政令指定を受けたことにより、開設準備のステージが一段引き上げられたこと等から、職員の確保・育成は必要であると都も認識しています。

これらのことから、他の人件費とは性質が異なるものとして、政令指定を前提に、特別交付金算定して参りたいと考えています。

具体的には、所長、児童福祉司、児童心理司、保護所の指導員、保育士を対象とし、保護所の指導員は都基準、その他は国基準配置を上限に、実人数と都基準・国基準の配置人数とを比較していずれか少ない方の給与費実額のみを開設前の1年間分算定して参りたいと考えています。

いずれにしても、特別交付金はあらかじめ算定することを約束するものではありませんが、その時々々の財源や申請状況等を踏まえ対応して参ります。

最後にご発言をいただいたことに関してですが、繰り返しになりますが、各区がその地理的、社会的、経済的諸条件による様々な状況に応じて、独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいるということから、都としては現行の5%が必要であると考えております。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から区側の提案に対する見解が示されましたので、それぞれの項目について、改めて都側の見解を伺います。

区側としては、都市計画交付金の規模を特別区の実績に見合った配分とすべきと考えておりますが、少なくとも、今後、特別区の都市計画事業の規模が更に拡大をしていく場合、都市計画交付金の規模を拡大し対応するという理解でよいか見解を伺います。

また、交付率についても、各区の事業実施状況や意向を踏まえるのであれば、算定要領を見直し、撤廃・改善を行うべきと考えます。交付率の見直しについて、前向きに検討いただけるのか、見解を伺います。

つぎに、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示についてですが、財調協議の場で検証する必要はないということであれば、どのような場であれば、検証する機会を設けていただけるのか、都側の見解を伺います。仮に、都区で検証する必要がないとお考えなのであれば、区側において検証を行いますので、情報を提示いただくよう、お願いいたします。

最後に、都市計画事業のあり方についての協議体の設置についてです。

区側としては、各区から個別に実施状況や意向を確認いただくこととは別に、特別区の総意として協議体の設置を提案しております。前向きなご回答をお願いいたします。

私からは以上です。

### 【都】

まず、都市計画交付金の規模の拡大についてですが、予算の見積りに当たっては、今後も各区の状況をお伺いした上で所要額を積算してまいります。

また、交付率につきましても、算定要領に基づき、弾力的な運用を行っております。

さらに、対象事業につきましては、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってまいりました。

つぎに、都市計画事業の実態検証についてですが、都としては、都区、区単独のいずれにおいても検証する必要がないと考えております。

最後に、都市計画事業のあり方についての協議体の設置についてですが、都市計画交付金の運用に当たっては、繰り返しになりますが、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら適切に対応してまいります。

## ■ 子ども医療費助成事業費

### 【区】

私からは、子ども医療費助成事業費について発言いたします。

第2回幹事会において、区側から、区部や市部の実態と異なる都の補助基準が、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると判断される理由についてお伺いしました。

これに対して、都側から「都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であるとと考えております。」との発言がございました。

都側の発言は、都補助制度が都全域における妥当な水準であるため、財調で算定すべき合理的かつ妥当な水準についても、都補助制度に沿うべきであるといった趣旨だと理解してお

ります。

区側がお伺いしているのは、区部や市部の実態と異なる都補助制度が、都全域における妥当な水準であるという判断の根拠についてです。この点について、改めてお答えください。

私からは以上です。

#### 【都】

区部や市部の実態については、都としても把握しておりますが、「あるべき需要」には、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要です。

そのため、当該事業については、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると、これまでも申し上げているところです。

各自自治体において、それぞれ独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を実施していること自体、否定されるものではありませんが、そのことと財調算定すべきかは分けて考えるべきであり、仮に区側提案にあるような所得制限等のない区の実態に基づいた財調算定とした場合、第1回幹事会でも申し上げましたとおり、財調制度そのものに対して国や他の自治体から厳しい目が向けられることは明らかです。

### ■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

#### 【区】

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であることから、都事業の上乗せとして実施している本事業については自主財源事業である」との発言がございました。

改めて申し上げますが、区側としては、今回の法改正の趣旨を区部において実現させるためには、本事業を実施する必要があると、あるべき需要であると考えております。

都側としては、区部においては、国の幼児教育・保育の無償化は自主財源で実現すべきと考えているのでしょうか。見解を伺います。

私からは以上です。

#### 【都】

財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要です。

本事業については、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業に対する上乗せとして実施しているものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考えます。

また、国の幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正に係る財調上の整理については、現在、都区で協議を行っているところです。

### ■ 義務教育施設関連経費の見直し

#### 【区】

私からは、義務教育施設関連経費の見直しについて発言いたします。

まず、第2回幹事会において、都側から質問がございました事項について、お答えいたしま

す。

統合校以外の改築を行った学校における、直近5年の新世代型学習空間等の設置実績は63校中44校で、設置割合は約7割でした。

設置割合が、改築を伴う統合校の直近10年の設置割合と同等であったことから、新世代型学習空間等は、統廃合に伴い特別に設置されているわけではなく、今後の学校設備における「あるべき需要」であることが確認できたと考えます。

次に、経過措置の設定についてです。区側としては、施設の改築経費等の推計時には、統合対象校名が公表されていれば、おおよその竣工予定年度を仮設定し、推計に反映させている施設もあることから、統合対象校名が公表されている統廃合について、経過措置を設ける提案をしたところです。

しかしながら、「各区の予算編成への影響を考慮し、経過措置を設けるのであれば、その対象は、統合対象校名だけでなく統合新校竣工予定年度も含め、現時点で公表されている統廃合に限るべき」という都側の主張も一定程度理解できるものであることから、経過措置の対象を、統合対象校名及び統合新校竣工予定年度が公表されている統廃合とすることについて、異論はありません。

最後に、第1回幹事会で提案いたしました、学校数急減補正の激変緩和期間の見直しについて、都側の見解が示されておりませんので、改めて都側の見解を伺います。

私からは以上です。

#### 【都】

学校数急減補正の激変緩和期間の見直しについて、現行の地方交付税に準拠した見直しであり、妥当であると考えますが、その他の点については、次回、都側の見解を述べます。

### ■ 投資的経費に係る工事単価の見直し

#### 【都】

それでは、投資的経費に係る工事単価の見直しについて発言をいたします。

本件については、論点メモを配布しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

区側の提案は、平成30年度の決算単価と今年度の財調単価を比較し充足率が49.3%としていますが、本来は平成30年度の財調単価と比較すべきであり、充足率は50.5%となっていることを冒頭にお伝えさせていただきます。

また、基準財政需要額は測定単位×単位費用×補正係数で算出しているため、単価は需要額を構成する一つの要素に過ぎず、単価の比較はあくまでも単価の比較でしかありません。

単価比較では決算単価の半分の充足率とのことですが、道路改良についての平成30年度の財調の算定額は158億8,946万3千円であり、平成30年度の決算額134億1,179万5千円に対し、24億7,766万8千円も超過し、充足率は118%となっております。

第2回幹事会の区側発言にもありましたが、財調算定外の都市計画交付金対象事業等が含まれていた場合には、さらに高い充足率となります。

また、区の決算単価は2万8,800円となっておりますが、財調上は種別補正の影響があるため、その補正の影響を加味すると2万594円となります。さらに、区道の総面積に占める平成30年度の総工事面積から、道路改良の実施率は1/150となります。

その結果、平成30年度の標準区経費は、単価1万4,530円×標準面積232万2,000㎡×実施率1/90=3億7,487万4,000円となっているものが、2万594円×232万2,000㎡×1/150=3億1,879万5,120円となります。

現在の標準区経費と比較するために実施率を1/90とすると、単価は1万2,356円となります。

平成26年度単年度分の物騰率を反映した単価が1万4,220円となりますので、この単価とした場合、1,864円の超過、単価の充足率が115.1%となります。

次に、改築工事に係る単価ついてであります。今ご説明した道路改良工事の単価でもわかるように、単価の比較はあくまでも単価の比較でしかありません。

そのため、区側が例に挙げた学校改築経費で言えば、今年度の区側提案の義務教育施設関連経費の見直しで明らかにしたように、統廃合も含めた廃止校について算定している経費の内、使用することのない算定額、言わば過剰算定となっている取壊し経費以外の建設費、仮設校舎建設費、給食室設置経費等の取扱いや、昨年度の公共施設改築工事費の前倒し算定の中で明らかとなった、43.5%の小学校、30.4%の中学校が47年とした耐用年数を超えて存在している状態や施設長寿命化の取り組みなども考慮に入れて見直す必要があると考えます。

以上のことから、単価のみの比較で見直しはすべきではなく、標準事業規模や年度事業量、補正等を含め、需要費の全体を見た上で見直すことが不可欠であると考えます。よって、単価の比較のみによる区側提案には合意できません。

## 【区】

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

まず、道路改良工事について申し上げます。

都側の検証結果を要約しますと、財調算定額は平成30年度決算額を超えていること、事業量等の比較は補正の影響や実施率を踏まえて行うべき、ということかと存じます。

都側の検証において、実施率を用いておりますが、事業量は年度間での増減が大きいものであることから、単年度の事業量だけをもって、判断することは適当ではないと考えます。

つぎに、改築工事についてですが、都側から、学校改築における廃止校の取扱いや耐用年数を超過した学校の状態などを考慮に入れる必要があるとの見解が示されました。

年度事業量について、区側の実態を考慮に入れるべきとのことであれば、単価についても実態を踏まえた見直しを行うべきと考えます。

昨今の工事費が高止まりしている状況を鑑みれば、特別区の実態等を踏まえて工事単価を見直すべきという区側の考えに変わりはありません。

しかしながら、今回の協議においては、決算単価による見直しについては、都区の認識を一致させることは困難であると考えます。

そこで、単価上昇率を反映した工事単価の見直しについて、改めて提案いたします。

第1回幹事会において申し上げましたとおり、道路改良工事及び改築工事以外の工事単価については、平成26年度以降の上昇率を反映した工事単価に見直すよう提案しておりますが、都側から回答をいただいております。

これまでも、平成26、27年度の2か年の増加率を反映させていますが、現在に至るまで、物騰率と上昇率の乖離が広がり続けているという現状や平成27年度を超える乖離が生じている年度があります。

また、現行の小中学校改築工事に係る財調算定額は約18億円ですが、区側において入札情報サービスから試算した、直近の市部の小中学校改築工事費と比較しても、大きな乖離があります。

さらに、公共施設は老朽化が進んでおり、発災時において避難所としての役割を的確に担うためにも、財調算定を見直し、改築を促進する必要があると考えます。

以上の点から、区側としては、投資的経費の見直しを行う必要性があると考えており、道路改良工事及び改築工事を含めて、平成26年度以降の上昇率を反映した工事単価に見直すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

**【都】**

都側の見解については、次回、申し上げます。

■ その他

**【区】**

冒頭に財政の見通しをいただいたところでございます。区側といたしましても、今回の法人住民税の国税化などの税制改正を受けた数値には、一定程度を覚悟はしていたものの、やはり大きな減収であるということを確認させていただきました。そこで一つ要望になりますが、今回の約2,000億余の減収の税制改正による影響や社会状況の変化に伴う減、こういったものを分けて数値をご試算いただければありがたいなと思います。それともう1点、今回につきましては、区側といたしましても、令和2年度は半年分の影響であると認識をしてございます。つまり令和3年度以降、平年度ベースになるものと考えておりますので、差し支えなければ今回ベースで結構ですが、令和3年以降の平年度ベースの数値をお示しいただけますと幸いです。こう申しますのは、我々議会にもこれからこういった数値をお示しをして、場合によって財政計画の見通しも策定しているところでありますので、この辺につきましてご理解いただければと思います。

私からは以上です。

**【都】**

ただいま区側からいただきましたご発言につきましては、都側といたしましても、検討させていただいて、次回あるいはその前でも、お答えできる部分があるかどうかというのを検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。